

熊本県林業・木材産業改善資金の運用について

1 事務処理に当たって特に留意する事項

(1) 申請

① 貸付申請について

ア 提出書類

- ・貸付資格認定申請書（改善措置に関する計画書）（貸付要項別記第1号様式）
- ・貸付申請書（貸付要項別記第4号様式）
- ・購入物品等の見積書、設計書、カタログ、パンフレット
 - ※ 事業費が100万円を超える場合は、原則として3人以上から徴した見積書を添付するものとする。
- ・意見書（貸付要項別記第2号様式）
- ・申請者の資力を示す書類
 - 個人：確定申告書（写し）、所得証明書、資産証明書
 - 法人：過去2ヶ年の決算書の写し、資産証明書
- ・木材業登録証の写し（登録している場合のみ）
- ・種苗生産業者登録証の写し（登録している場合のみ）
- ・団体の規約等（申請者が法人格のない団体の場合のみ）
- ・担保物権の登記簿謄本等（申請額が300万円以上で、不動産を担保物権とする場合のみ）
- ・市町村の固定資産評価証明書（申請額が300万円以上で、不動産を担保物権とする場合のみ）
- ・担保物権の所在図（申請額が300万円以上で、不動産を担保物権とする場合のみ）
- ・同意書（申請者が未成年の場合のみ：事務処理要領第1号様式）
- ・購入物品等の耐用年数を証明する書類（購入物品が中古品の場合のみ）
- ・立木の取得資金の借受けに係る申請については、立木の取得仮契約の写し、木材供給仮契約の写しその他の立木の取得及び木材の供給に関する取決めの締結が確実であることを示す書類
- ・連帯保証人の資産又は所得等を証する書類。

イ 資金の申込みに当たっては、事業量、実施時期等を十分検討のうえ適期に申請の手続を行うように指導すること。

ウ 貸付対象者及び貸付対象事業については、貸付要項、事務処理要領、借受者心得並びに林業金融実務必携の農林事務次官依命通達等に基づき、十分に適切な指導を行うこと。

エ 貸付申請の受付時期は、4月、7月、10月及び1月であること。

オ 貸付申請書を受理した地域振興局長は、調査後林業・木材産業改善資金貸付に対する意見書を添えて、受付月の翌月10日までに県の担当課に副申することになっていること。

② 特認協議に係る申請について

今回貸付額と前回までの貸付残額の合計が、要項に定めた貸付限度額を超える場合、

農林水産大臣との協議が必要となること。（協議には1カ月ほどかかるので、該当する場合には他の申請とは区別して少なくとも2週間以上早い書類の提出が必要となる。）

③ 補助残融資について

国の補助残融資として貸付を行うことはできない。

なお、県単独の補助事業の補助残融資として貸付を申請する場合には、申請内容を検討し、総合的に判断すること。

④ 貸付申請書について

ア 貸付申請書の申請年月日及び受付年月日を必ず記入すること。

イ 貸付申請書の住所、氏名又は名称及び代表者名は正確に本人が記入し、必ずフリガナをうつこと。

また、連帯債務者、連帯保証人についても同様とすること。

ウ 事業費は、見積書等に基づいて記入するものとし、特に消費税については、事業費に含めるものとする。また、付属品があるものは見積書に記入しておくこと。

エ 申請額は、事業費の範囲内で各資金で決められた限度額を上限とし、千円単位とすること。また、償還は千円単位の均等年賦払いとすること。

オ 貸付申請書には、申請者の資産証明書を添付すること。なお、本人名義の資産証明書がとれない場合には、親権者等の資産証明書を添付するとともに、申請にあたっては、資産証明書の名義人を連帯債務者とすること。

また、法人にあっては、法人の資産証明が取れない場合、代表者個人の資産証明を添付するとともに、連帯債務者とすること。

カ 申請者が団体である場合においては、当該借入に係る総会又は役員会の議事録の写し、役員専決事項であるときは、定款等関係規程及び申請日直近の財務諸表を、法人格のない団体である場合においては、団体の規約等を、市町村、財産区、一部事務組合及び熊本県林業公社である場合においては、借入申込年度の予算書(地方債)の写し(議決年月日の記載、議長の原本証明が必要)を添付すること。

キ 貸付申請にあたって、貸付申請額が300万円以上の貸付については担保を要するので注意すること。抵当権を設定する場合の担保物権は原則として申請者が所有権を有する不動産とし、当該担保物権に既に抵当権が設定してあり、順位変更が必要なものにあつては、貸付申請をする前に当該債権者に順位変更の承諾を受けること。

また、申請額が300万円以上500万円以下で担保に供する不動産を所有していない場合は、審査により譲渡担保権の設定にかえることができるものとするが、その可否は申請者の経営状況、経営意欲等をもとに県の担当課により審査すること。なお、譲渡担保権を設定する場合は、被保険者を熊本県とし、かつ貸付額を超える額に相当する保険金額とした保険加入が条件となること。

申請が該当する場合には、他の申請とは区別して少なくとも2週間以上早い書類の提出が必要となること。

⑤ 借用証書について

- ア 貸付決定通知をうけた申請者は、決定通知書に指定された日までに(決定の日から10日以内とする)県の担当課に届くように、関係機関を経由して提出すること。
- イ 借用証書の借入金額等の訂正はできない。記入に当たっては、決定通知書との整合に十分留意すること。

⑥ 貸付金の交付について

- 貸付金の交付については、委託事務処理機関において滞留しないよう、速やかに借受者の口座に振り替えること。
- なお、林業・木材産業改善資金口座については、事務再委託機関及び借受者は、事務委託機関と協議のうえ定めた金融機関に口座を設定すること。

⑦ 事業の着手について

- 本資金借受に伴う事業の着手は、原則として資金の交付を受けてから行うこと。ただし、やむを得ず資金交付前に事業の着手をする場合においても貸付決定の通知を受けてから実施するものとする。
- なお、貸付決定前に事業の着手をした場合は、期限前償還となるので、十分留意するよう借受者及び関係機関を指導すること。

⑧ 事業の実施期間について

- ア 事業の実施期間は、資金の交付を受けた日から3か月以内(3か月以内に完了することが困難なもの(森林施業の継続した実施、研修等)については、林業・木材産業改善措置に記載する事業完了までの期間以内)であるので、借受者及び関係機関を十分指導すること。
- イ 事業の実施にあたり、事業計画(事業内容等)の変更の必要が生じたときは、速やかに内容の変更を貸付けと同様の手続によって知事に申請し、承認を受けること。

(2) 認定及び貸付

① 認定・貸付審査会

- 審査会は本庁で一括して行うこととなっており、適否判定の資料として、認定及び貸付申請書を直接使用するので、記入漏れ、誤字脱字等ないように気をつけること。
- また、負債が大きい場合などについては、聞き取りにより別記し説明書をつけること。

② 貸付決定

- 貸付が決定した借受者には、借受者名義の林業・木材産業改善資金用の口座を新たに開設するよう指導すること。なお、新規の開設が困難な場合は、改善資金に係る口座を統一し、明確にするよう指導すること。

③ 借用証書

提出する際に、借受者連帯保証人の印鑑証明も併せて提出すること。

(3) 資金交付及び事業の実施

① 資金交付

担保が必要な貸付の場合は、抵当権設定後に資金が交付されること。

② 事業の実施

ア 事業実施報告書（貸付要項別記第7号様式）

借受者は、事業完了後20日以内に地域振興局を經由して事業実施報告書を提出しなければならないこと。また、この報告書には、事業実施の証明となる書面（領収書及び納品書の写し、写真、人員輸送車にあっては車検証の写し、事業実施明細書、出面表、貸金支払状況表、委託実施の場合は委託精算書等）を添付（写しについては原本証明のこと）すること。

なお、報告書が提出されたら、以下の点に注意し、チェックを行うこと。

- ・「事業着手年月日」「事業完了年月日」は購入機械・施設の納品書、領収書、契約書の日付を基準とし、機械等の据付や搬入をした日が着工の日、事業費を全て支払った日が完了の日であること。
- ・「事業実施場所」は、機械・施設の購入の場合はその引渡場所、森林所在地であること。

イ 事業実施結果確認報告書（貸付要項別記第8号様式）

- (ア) 現物（現地）確認を行ったうえで、領収書、納品書、通帳等をチェックし、500万円以上の高額な機械・施設への貸付の場合は、火災保険への加入を勧めること。
- (イ) 事業費の支払いは、現金かつ一括払いが原則であること。

③ 期限前償還・繰上償還等

ア 期限前償還

貸付要項に規定されているものの他、下記によっても借受者に期限前償還を命ずることがあること。

- ・貸付決定日より前に事業着工をした場合。
- ・人員輸送車の車検証所有者名義が借受者本人ではない場合。
- ・本資金により購入した機械・施設を売り払った場合。
- ・災害等により、購入した機械・施設が喪失し、林業、木材業での再建が難しい場合。

イ 繰上償還

借受者が、経営的に余裕がある場合等、自発的に償還を行うときには、繰上償還ができること。なお、繰上償還通知書（貸付要項別記第12号様式）は、事務再委託機関、事務委託機関を經由して県の担当課に提出すること。

④ 償還猶予

災害等により、償還が著しく困難であると認められる場合には、償還猶予を申請できること。なお、償還猶予申請書（貸付要項別記第 13 号様式）には、被災を証明する書類（罹災証明書等）及び状況写真を添付すること。

また、導入した機械・施設が喪失した場合でも、継続して林業、木材業を行うことが可能でかつ定期的な償還が見込まれる場合には、期限前償還ではなく、償還猶予が認められること。

⑤ 被災報告

報告の際には、被災を証明する書類（罹災証明書等）及び状況写真を添付すること。なお、使用上支障がないとみられる軽微な破損については、報告は要しないとする。

附 則

この運用については、平成 15 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この運用については、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用については、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この運用については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。